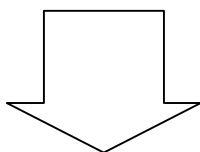


8 . 男女共同参画会議の概要と関連条文

- 男女共同参画審議会から男女共同参画会議へ -

中央省庁等改革（２００１年１月目途）に伴い、男女共同参画審議会の機能は次のとおり男女共同参画会議に発展的に継承されることとなっています。
（中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律（平成１１年法律第１０２号）により平成１３年１月６日より施行予定）



男 女 共 同 参 画 会 議

- 内閣府に設置
「重要政策に関する会議」の一つ
- 所掌事務
 - （１）男女共同参画基本計画に関する処理
 - （２）内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項の調査審議。
 - （３）（１）、（２）に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に意見。
 - （４）以下に掲げる事項の処理
 - 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視
 - 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査
 - 必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に意見
- 構成
 - （１）議長（内閣官房長官）
 - （２）議員（２４人以内）
 - 各省大臣等（内閣総理大臣の指定する国務大臣）
 - 学識経験者（各省大臣等の人数以上。男女とも比率は４割以上。）

- 男女共同参画社会基本法第3章の男女共同参画審議会の設置に関する規定は、中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第102号）により以下のとおり改正され、平成13年1月6日より施行される。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。